◎開会の宣告

○副議長　本日、加藤議長欠席のため、地方自治法第106条第１項の規定に基づき、副議長の私が議長の職務を執らせていただきますので、皆様方のご協力をよろしくお願いを申し上げます。

全員ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

本日の会議に欠席通告のあった方は１名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和２年第４回川西町議会定例会を開会いたします。

（午前　９時３０分）

◎開議の宣告

○副議長　直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○副議長　議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めております。

◎諸般の報告

○副議長　この際、私から諸般の報告をいたします。

令和２年10月30日、南陽市議会本会議場において置賜広域病院企業団議会定例会が開催され、令和元年度病院事業会計決算、令和２年度病院事業会計補正予算（第２号）、監査委員の選任についてが上程され、それぞれ原案のとおり認定及び可決されました。

令和２年11月30日、米沢市議会議事堂において置賜広域行政事務組合議会定例会が開催され、令和元年度一般会計歳入歳出決算、令和元年度ふるさと市町村圏事業費特別会計歳入歳出決算、令和元年度消防特別会計歳入歳出決算、令和２年度一般会計補正予算（第３号）、令和２年度消防特別会計補正予算（第１号）が上程され、いずれも原案のとおり認定及び可決されました。

諸般の報告を終わります。

◎町長の町政報告

○副議長　町長の町政報告を行います。

町長原田俊二君。

（町長　原田俊二君　登壇）

○町長　９月からの町政の報告をさせていただきます。

９月２日から18日までの間、川西町議会第３回定例会が開催されました。

９月21日、川西ダリヤ園開園60周年記念セレモニーを開催いたしました。記念セレモニーでは、昭和35年の開園に当たり多大なご尽力を賜り、ダリヤの町の礎を築かれました故高梨萬吾様の顕彰表彰を行うとともに、今日の川西ダリヤ園を支えていただいております秋田国際ダリア園、川西町ダリヤ会、ダリヤの里かわにし案内人、山形県立置賜農業高等学校の４団体、さらには、ダリア栽培の指導・継承に尽力されたダリヤ園の歴代栽培主任の五十嵐正孝さん、加藤友市さん、神野昭彦さんの３名に対し、感謝とご功績をたたえ、表彰いたしました。

また、ＪＡ全農山形より、川西ダリヤ園産ダリアの販路拡大として、花卉市場関係者からの評価を基に、今年度、川西産オリジナルセレクションダリア５品種の選定結果が発表され、今後、市場推奨品種として研究を進めていくことが報告され、ダリヤの町川西を広く情報発信する機会となりました。

なお、本年７月、三菱鉛筆山形工場様から、開園60周年に当たり、ダリアオリジナル記念品、記念鉛筆5,000本をご提供いただき、記念セレモニー当日、来園された先着2,000名の方々に記念品としてプレゼントするとともに、ダリヤ園のＰＲとして様々な機会で活用させていただきました。

９月21日、第２回川西町生活安全推進協議会を開催いたしました。会議では、最近の犯罪等の発生状況について、米沢警察署生活安全課、軽部課長から報告を受けた後、協議会長表彰の選考結果の報告と、10月24日に開催する川西町民生活安全推進大会の実施内容を決定いただきました。

10月17日、川西町戦没者追悼式を開催いたしました。今年は戦後75年を迎えましたが、コロナ感染予防のため、規模を縮小しての開催となりました。追悼式では、ご来賓やご遺族とともに、本町の英霊957柱のご冥福をお祈り申し上げますとともに、平和への誓いを新たにいたしました。

10月24日、第11回川西町民生活安全推進大会を開催いたしました。大会では、生活安全推進協議会長表彰、交通安全功労者表彰及び防犯ポスターと防犯標語の優秀作品を表彰、防火ポスター特選表彰を行うとともに、私たちが築く安全・安心の町の実現に向け、関係機関の連携、地域防犯活動と交通安全の推進、そして、災害に負けないために共助を培うとの大会宣言を採択いたしました。また、式典終了後、米沢警察署生活安全推進課、軽部課長から、「安全・安心な町にするために」と題した講話をいただきました。

10月27日、第４回川西町議会臨時会が開催されました。

10月28日、令和３年度町の重要事業について、中央省庁及び県選出国会議員への要望活動を実施いたしました。今年度はコロナ禍の影響により、本職と、議会を代表して鈴木幸廣副議長のみの活動となりました。先に県選出国会議員各事務所を訪問し、鈴木憲和衆議院議員、舟山やすえ参議院議員、芳賀道也参議院議員と面会、本町の重要事業についてご説明を申し上げ、一層の支援についてご依頼を申し上げました。その後、中央省庁に出向き、総務省事務次官、黒田武一郎氏、国土交通省道路局長、吉岡幹夫氏、同局高速道路課長、長谷川朋弘氏、同じく高速道路事業調整官、手塚寛之氏へ面会をし、要望書をお渡ししたほか、まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官、林崎　理氏、同創生本部事務局次長、北浦修敏氏、同じく創生本部事務局参事官、田中昇治氏と懇談、地方創生拠点整備交付金について丁寧なご説明を頂戴いたしました。

11月３日、川西町民表彰式典を挙行いたしました。

11月６日、冬期間における町民生活、産業経済活動等の安定を図るため、川西町道路除雪対策協議会を開催し、令和２年度の道路除雪計画を作成いたしました。今年度の道路除雪延長を270.7キロメートルとし、町有機械及び借り上げ機械を含め、52台の除雪機械により、冬期交通の確保を図ってまいります。特に、道路パトロール等を充実させながら、交差点等隅切り部分の安全確保を図るとともに、安全・安心な暮らしを守るため、効率的・効果的な除排雪作業を実施することといたしました。

11月16日、本町の都市計画用途地域の見直しを検討するため、第１回都市計画審議会を開催いたしました。初めに役員の選出が行われ、会長に寒河江輝文川西町商工会長が、会長職務代理に山口德夫川西町自治会連合会会長が選出されました。会議では、本町の都市計画区域内の土地を利用目的によって区分し、合理的な土地利用を図るため、平成25年３月に策定した川西町都市計画マスタープランに基づく用途地域を見直すため、概要と今後のスケジュール等について説明し、ご意見を賜りました。

11月17日、第３回川西町交通安全推進協議会を開催いたしました。会議では、最近の交通事故発生状況について、米沢警察署交通課、長沼課長から報告を受けた後、秋の交通安全県民運動や、11月６日に実施した夕暮れ時街頭啓発活動の実績報告と運動期間中の交通事故発生状況及び関係機関・団体等の活動報告を行うとともに、冬の交通安全県民運動に係る町の実施計画について協議をいただきました。

11月24日、川西町議会全員協議会が開催されました。

11月30日、第５回川西町議会臨時会が開催されました。

続きまして、入札執行状況についてご報告を申し上げます。

９月１日、横町八幡林線道路改良工事、落札金額2,992万円、落札者、株式会社藤島建設代表取締役社長、藤島英一ほか記載の20件の入札を執行いたしましたので、別紙記載のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、町政の報告とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○副議長　日程第１、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

５番吉村　徹君、６番島貫　偕君、ご両名にお願いいたします。

◎会期の決定

○副議長　日程第２、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおり、本日12月７日より12月18日までの12日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○副議長　ご異議なしと認めます。

よって、会期は12日間と決定いたしました。

◎議第９３号　財産の取得について

○副議長　日程第３、議第93号　財産の取得について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則でありますが、川西

町議会運用例第２章第７項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長　議第93号　財産の取得についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、提案するものでございます。

内容につきまして、遠藤政策推進課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長　遠藤政策推進課長。

○政策推進課長　おはようございます。

命によりまして、私のほうから、議第93号　財産の取得についてご提案を申し上げます。

議第93号　財産の取得について。

令和２年11月25日、川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した川西町新庁舎整備備品（事務机、事務用椅子、キャビネット等）の取得について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

１、取得物件、川西町新庁舎整備備品（事務机、事務用椅子、キャビネット等）でございます。

２、契約の方法、指名競争入札による契約。

３、契約の金額、金5,610万円。

４、契約の相手方、山形県南陽市二色根116番地の５、株式会社三和代表取締役、鈴木俊明。

本日付、町長名でございます。

お手元にお配りしております物品購入仮契約書をご覧いただきたいと存じます。

物品購入仮契約書、令和２年12月１日付でございます。

発注者は、町長でございます。

受注者は、ただいま申し上げました業者でございます。

発注者と受注者は、川西町契約に関する規則に定める諸条項を遵守し、売買契約を締結す

る。この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生する。

記でございます。

物品名、川西町新庁舎整備備品（事務机、事務用椅子、キャビネット等）。

仕様、数量、規格等は別添、後ほどご説明いたします。

契約金額は5,610万円でございます。

１枚おめくりいただきまして、川西町の新庁舎整備備品（事務机、事務用椅子、キャビネット等）の仕様、数量、規格等でございます。

最初に、１の事務机でございます。株式会社イトーキ社製でございまして、ユニバーサルデザイン対応の事務机ということになります。

①の単独型15台、②の対面型２人用12台、③の対面型４人用51台でございます。ユニバーサルデザインによる事務室と申しますのは、組織に合わせてのレイアウト変更をせずに、恒久的な運用が可能となり、家具を動かさず、人が移動して対応するため、人数の増減に柔軟に対応が可能で、事務室の運用が効率的となるということで、そのような運用を目指していくための備品でございます。

２、事務用椅子でございます。コクヨ株式会社製でございます。

①肘付椅子15脚、②肘なし椅子229脚でございます。

３、キャビネット、株式会社イトーキ社製でございます。

①２列３連（６段）が２台、②２列４連（６段）が７台、③２列５連（６段）が４台、④両開き扉型（３段）が36台、⑤両開き扉型（６段）が18台、⑥両開き型扉（２段）が23台。

４番、事務用ワゴン、株式会社イトーキ社製、Ａ４引き出し２段、ペントレイ付でございます。事務用のワゴンでございます、259台。

この設置場所につきましては、全て職員の執務室内の設置を予定してございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長　本案に対する質疑を許します。

（な　　し）

○副議長　別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○副議長　全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第９４号　財産の取得について

○副議長　日程第４、議第94号　財産の取得について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則でありますが、川西町議会運用例第２章第７項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長　議第94号　財産の取得についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により提案するものでございます。

内容につきまして、遠藤政策推進課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長　遠藤政策推進課長。

○政策推進課長　議第94号　財産の取得について、命によりご説明を申し上げます。

議第94号　財産の取得について。

令和２年11月25日、川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した川西町新庁舎整備備品（会議テーブル、椅子等）の取得について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

１、取得物件、川西町新庁舎整備備品（会議テーブル、椅子等）。

２、契約の方法、指名競争入札による契約。

３、契約の金額、金1,760万円。

４、契約の相手方、山形県東置賜郡川西町大字上小松3471番地７、株式会社平山家具代表取締役、平山利郎でございます。

本日付、町長名でございます。

お手元にお配りしております物品購入仮契約書をご覧いただきたいと存じます。

物品購入仮契約書、令和２年12月１日付でございます。

発注者は、町長でございます。

受注者は、先ほど申し上げました業者でございます。

発注者と受注者は、川西町契約に関する規則に定める諸条項を遵守し、売買契約を締結する。この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生する。

物品名、川西町新庁舎整備備品（会議テーブル、椅子等）。

仕様、数量、規格は、別添でご説明申し上げます。

契約金額1,760万円でございます。

納入期限は、令和３年３月31日でございます。

１枚おめくりいただきたいと存じます。

川西町新庁舎整備備品（会議テーブル、椅子等）、仕様、数量、規格等でございます。

１、会議テーブル、愛知株式会社製、幕板付。

①会議テーブル、奥行きが450ミリメートルの内容を66台、設置場所については、会議室、大会議室に設置する予定でございます。

②会議テーブル、奥行きが600ミリメートル、少し大きいものでございます、32台。設置場所は、庁議室、議会委員会室に設置する予定でございます。

２、会議用椅子、愛知株式会社製でございます。スタッキングタイプでございます。

①会議用椅子486脚、これにつきましては、設置場所は会議室、大会議室、相談室、カウンター、交流室、議会傍聴席等を予定してございます。

②会議室用キャスター付33脚、これにつきましては、設置場所として、カウンター（床カーペットエリア）部分と予定をしてございます。

③会議用椅子（タブレット付）でございます、４脚。これにつきましては、設置場所として、議場の記者席と予定をしてございます。

３、椅子用台車、愛知株式会社製、40脚収納可能のものでございます。椅子用台車７台でございます。設置場所につきましては、大会議室を予定してございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長　本案に対する質疑を許します。

（な　　し）

○副議長　別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、

討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○副議長　全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第９５号　財産の取得について

○副議長　日程第５、議第95号　財産の取得について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則でありますが、川西町議会運用例第２章第７項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長　議第95号　財産の取得についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により提案するものでございます。

内容につきまして、淀野教育総務課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長　淀野教育総務課長。

○教育総務課長　命によりまして、ご説明を申し上げます。

議第95号　財産の取得について。

令和２年11月25日、川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付したＧＩＧＡスクール用情報機器端末の取得について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

１、取得物件、ＧＩＧＡスクール用情報機器端末。

２、契約の方法、指名競争入札による契約。

３、契約の金額、金4,774万円。

４、契約の相手方、山形県米沢市中田町1248番地６、株式会社データシステム米沢代表取

締役、髙橋孝二。

本日付、町長名でございます。

お手元の資料をご覧いただきたいというふうに思います。

物品購入仮契約書、令和２年12月１日付でございます。

発注者、川西町長。

受注者、先ほど申し上げました株式会社データシステム米沢代表取締役、髙橋孝二でございます。

発注者と受注者は、川西町契約に関する規則を定める諸条項を遵守し、売買契約を締結する。この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生する。

記でございます。

物件名、ＧＩＧＡスクール用情報機器端末、仕様については別添のとおり、数量については一式でございます。規格については別添のとおりです。

契約金額4,774万円、納入期限は令和３年３月31日まででございます。

１枚おめくりいただきたいと思います。

仕様等についてご説明を申し上げます。

１、ハードウエアについて。

ＯＳについては、マイクロソフト・ウインドウズ10プロ相当でございます。

ＣＰＵに関しては、インテル・セレロン・プロセッサーＮ4000同等以上、2016年８月以降に製品化されたもの。

ストレージについては64ギガバイト以上、メモリーについては４ギガバイト以上、画面については９から14インチ、タッチパネル対応でございます。

無線については、ＩＥＥＥ802.11　ａ／ｂ／ｇ／ｎ／ａｃ以上でございます。

形状については、デタッチャブル型でございます。

キーボードについては、Ｂｌｕｅｔｏｏｔｈ接続でない日本語ＪＩＳキーボードございます。

カメラ機能につきましては、インカメラとアウトカメラがついているものでございます。

音声接続端子については、マイク・ヘッドホン端子が１以上でございます。

外部接続端子については、タイプＡ、ＵＳＢ3.0以上が１以上、タイプＣ、ＵＳＢ3.1以上が１以上、バッテリーについては８時間以上もつものでございます。

重さについては1.5キログラム未満、それから、堅牢性について、落下試験等の実施、それから耐震耐久性実施試験の実施、加圧耐久試験実施、防滴・防塵設計のものでございます。

それから、ＱＲコードリーダーとして、物理ボタンを押している下でＱＲコード読み込み機能が起動することといたしました。

その他につきまして、本端末を学習者用コンピューターとして適切に運用するため、最低限必須な以下の内容について、ネットワークを介して行うための端末管理ツールの導入と設定でございます。端末制御などのポリシーの設定、端末が利用するアプリケーションの配信設定、接続先ネットワークの制御、紛失・盗難時の制御設定。

続いて、ソフトウエアについてでございます。オフィスソフト、マイクロソフトの365ＧＩＧＡ　Ｐｒｏｍｏを指定しました。

フィルタリングとして、ＩＳＧＣ　ＧＩＧＡスクール　ＷｅｂフィルタリングＡｇｅｎｔ１Ｕを設定、仕様といたしました。

それから、学習用ソフトとして、ラインズｅライブラリアドバンス及びプリントパックを設定いたしました。

続いて、３、設計・設定・導入作業でございます。

システム設計については、システム全体の設計、ドキュメント作成、それから、設定については、端末設定、ネットワーク設定、マイクロソフトモダンマネジメント設定、プリンター設定、フィルタリング設定、アプリケーション設定、初期利用設定を指定いたしました。

続いて、裏面をご覧いただきたいと思います。

納入先である小・中学校の学校と、それに納入していただく端末の数を記載しております。合計で867台でございます。

以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長　本案に対する質疑を許します。

１番井上晃一君。

○１番　ハードウエア構成なんですけれども、特にちょっとＣＰＵがセレロンのＮ4000、メモリー４ギガというのは、ちょっと現状、スペックとしては低いような気がする。実際入る機械は、このとおりセレロンＮ4000、メモリー４ギガという状態でしょうか。

○副議長　淀野教育総務課長。

○教育総務課長　このハードウエアの仕様については、国のＧＩＧＡスクール用構想の実現の標準仕様書に基づいた仕様になっておりますので、このような形で納入していていただくよ

うな形になります。実際、製品として入荷となったのが、セレロンのN4000相当のものでございます。

○副議長　ほかに。

（な　　し）

○副議長　ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（全員起立）

○副議長　全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第８５号　川西町地域経済牽引事業の推進のための固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第８６号　川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第８７号　かわにし未来ビジョン（第５次川西町総合計画）後期基本計画の策定について

◎議第９２号　町有地の無償貸付けについて

◎議第８８号　指定管理者の指定について

◎議第８９号　指定管理者の指定について

◎議第９０号　指定管理者の指定について

◎議第９１号　指定管理者の指定について

◎議第８０号　令和２年度川西町一般会計補正予算（第８号）

◎議第８１号　令和２年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第３号）

◎議第８２号　令和２年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

◎議第８３号　令和２年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

◎議第８４号　令和２年度川西町水道事業会計補正予算（第２号）

○副議長　日程第６、議第85号　川西町地域経済牽引事業の推進のための固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第18、議第84号　令和２年度川西町水道事業会計補正予算（第２号）までの13議案を、議事の都合により一括議題といたします。

議事の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長　議第85号　川西町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるため、提案するものでございます。

内容につきまして、後藤税務会計課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長　後藤税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長　命によりまして、私より、議第85号　川西町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

川西町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

川西町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例。

本日付、町長名でございます。

概要書により説明をさせていただきます。

１の改正の趣旨ですが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が改正されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

２、改正内容ですが、条文中、法律から引用している規定について、条ずれ対応を行うため、「第24条」を「第25条」に、「第25条」を「第26条」に改めるものでございます。

地域経済牽引事業につきましては、地域の特性を生かした事業の生み出す経済効果に着目し、これを支援するものでございます。本条例による課税免除を当初課税から３年間行い、税制による支援を行うものでございます。

次に、３の施行期日等については、この条例は公布の日から施行し、令和２年10月１日から適用するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長　町長原田俊二君。

○町長　続きまして、議第86号　川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があ

るため、提案するものでございます。

内容につきまして、後藤税務会計課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長　後藤税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長　命によりまして、私より、議第86号　川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本日付、町長名でございます。

概要書により説明をさせていただきます。

１の改正の趣旨ですが、個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、所要の規定の整備を行うため、地方税法施行令が改正されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

２の改正内容ですが、令和３年１月１日施行の個人所得課税の見直しに伴い、低所得者に対して国民健康保険税を軽減する場合の所得の判定基準を見直すものでございます。

基準の見直しにつきましては、基礎控除額を33万円から43万円に増額し、改めた基礎控除額に給与所得者等が２人以上いる世帯については、給与所得者等の数に応じて10万円を乗じて得た額を加えた合計額を軽減判定所得とするものでございます。

個人所得課税の見直しにつきましては、令和３年１月１日から施行されるものでございます。給与所得控除、公的年金等控除が改正され、控除額が一律10万円の引下げ等となるものでございます。あわせて、基礎控除額が改正され、控除額を一律10万円の引上げ等となるものでございます。住民税では、33万円が43万円に引き上げられるものでございます。

改正後の軽減判定所得については、各軽減割合ともに基礎控除額を33万円から43万円に引き上げ、基礎控除額に給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じた額を加えた額を軽減判定所得とするものでございます。

次に、３の施行期日については、この条例は令和３年１月１日から施行し、令和３年度以後の年度分の国民健康保険税に適用するものでございます。

この条例の改正による影響額につきましては、180万円の減額となるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長　町長原田俊二君。

○町長　続きまして、議第87号　かわにし未来ビジョン（第５次川西町総合計画）後期基本計画の策定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、川西町まちづくり基本条例第17条第１項の規定により、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画後期基本計画を定める必要があるので、提案するものでございます。

内容につきまして、針生未来づくり課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長　針生未来づくり課長。

○未来づくり課長　命によりまして、議第87号　かわにし未来ビジョン（第５次川西町総合計画）後期基本計画の策定についてご説明を申し上げます。

かわにし未来ビジョン（第５次川西町総合計画）後期基本計画を別紙のとおり定める。

令和２年12月７日付、町長名でございます。

本日、後期基本計画と正面に記した本文、また、説明のため、概要書をご準備したところでございます。

概要書をご覧いただきたいと思います。

１、後期基本計画の位置づけでございますが、現在進行しておりますかわにし未来ビジョンは、平成27年度に策定し、28年度から令和７年度までの10年間の総合計画でございます。

提案理由にありましたとおり、川西町まちづくり条例の規定によりまして、議決要件となっております。総合計画の10年間の基本構想部分並びに基本計画前期５年間の分は、議決をいただいて進めてまいりましたが、概要にございますとおり、後期基本計画につきましては、社会的情勢の変化に的確に対応していくため、改めて策定することにしますとしておりましたので、取りまとめが調いましたので、本件を上程させていただくものでございます。

後期基本計画の計画期間は、令和３年度から令和７年度までの５年間となります。

概要書の２の策定までの経過につきましては、これまでご報告をしてきましたとおりでございますが、先般の議会全員協議会までのご意見等を踏まえて取りまとめさせていただきましたので、この内部における検討の総合計画策定連絡協議会のところに11月24日と加筆をさせていただいております。

続きまして、概要書の３の前期基本計画の検証から５の進捗状況までにつきましては、先般の全員協議会でもご説明をしておりましたので、ご説明のほうは割愛をさせていただきたいと思います。

続いて、３ページをご覧いただきたいと思います。

未来ビジョンの体系図でございます。

ご覧のように未来ビジョンには、基本構想部分と、その下に基本計画部分がございます。本件は、未来ビジョンの後半５か年の後期基本計画部分となるものでございます。そして、基本計画は分野別の施策とプロジェクトによる構成となっております。

後期基本計画は、本文の10ページから記載をさせていただいております。

概要書４ページをご覧いただきたいと思います。

本文では、10ページから施策部分、49ページからはプロジェクト部分となっております。

以下、一つ一つの項目ごとのご説明は割愛させていただきますが、後期基本計画全体を貫く考え方を申し上げたいと思います。

策定に当たりましては、まちづくり委員会の議論と評価、アドバイザーと有識者のご意見、町民の皆様のご意見、そして議会議員の皆様からのご意見等をいただき、取りまとめてまいりました。本後期基本計画の下地には前期計画を置きまして、今申し上げました皆様からのご意見、そして、前期計画に取り落としていたと思われる点や、表現等の文言整理をさせていただいたところでございます。

分野別目標１の「集まる」まちをつくる、目標２の「楽しい」まちをつくる、目標３の「挑戦する」まちをつくるは継続し、考慮すべき視点に何点か加えさせていただきました。

１つには、豪雨や新型コロナウイルス等による災害への対応、２つには、役場新庁舎等の整備による新たなまちづくり、３点目としては、産業振興、雇用創出による定住人口の拡大等を加えまして、国などからの助言等も考慮し、策定をさせていただきました。

そうした部分を反映した点につきましては、この概要書の文字を強調した部分とお読み取りをいただきたいと思います。

本文の59ページからは、本計画を推進するに当たりまして、各分野の個別計画がございますので、関連する計画を分野ごとに掲載をさせていただいたところでございます。

以上、全体について概要を申し上げさせていただきまして、かわにし未来ビジョン（第５次川西町総合計画）後期基本計画の策定についての説明とさせていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長　町長原田俊二君。

○町長　続きまして、議第92号　町有地の無償貸付けについてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、山形鉄道株式会社に対し、町有地を無償で貸し付けるため、提

案するものでございます。

内容につきまして、奥村まちづくり課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長　奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長　命によりまして、私のほうから、議第92号をご説明させていただきます。

町有地の無償貸付けについて。

町有地を下記のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第１項第６号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

１、貸付けの目的でございます。山形鉄道株式会社が経営するフラワー長井線の鉄道用地とするためでございます。

２、貸付けの期間、令和３年４月１日から令和８年３月31日までとするものでございます。

３、貸付けの物件でございます。

（１）土地については、別紙102筆。

（２）として、地積１万8,291.01平方メートルでございます。

２枚目として別紙をつけておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

貸付物件の一覧でございます。

番号１として、川西町大字西大塚字堂ノ前六2030番－２、地積としては66平米から、裏面をご覧いただきたいんですが、下段の番号102番でございます。川西町大字西大塚字北原壱3168番地－２、地積23平米まで、以下102筆でございます。

議案戻っていただきまして、議案の４番でございます。

貸付けの相手方でございますが、長井市栄町１番10号、山形鉄道株式会社代表取締役社長、中井　晃でございます。

以上、本日付、町長名でご提案を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○副議長　町長原田俊二君。

○町長　続きまして、議第88号　指定管理者の指定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、各地区交流センター、各農業振興センター、克雪管理センター及び各農村公園の指定管理者を指定する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきまして、奥村まちづくり課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げ

ます。

○副議長　奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長　私のほうから、議第88号をご説明申し上げます。

指定管理者の指定について。

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称でございます。

川西町小松地区交流センターにつきましては、小松地区地域振興協議会。

川西町大塚地区交流センター、川西農業センターにつきましては、大塚地区社会を明るくする協議会。

川西町犬川地区交流センターにつきましては、いぬかわ振興協議会。

川西町中郡地区交流センター、中郡農業研修センター、中郡農村公園につきましては、中郡地区社会教育振興会。

川西町玉庭地区交流センター、川西町克雪管理センター、玉庭農村公園につきましては、玉庭地区交流センター四方山館。

川西町東沢地区交流センター、川西町東沢活性化センター、東沢農村公園、東沢舟山公園につきましては、東沢地区協働のまちづくり推進会議。

川西町吉島地区交流センター、川西町多目的研修センター、吉島農村公園につきましては、特定非営利活動法人きらりよしじまネットワーク。

以上、各施設につきまして、指定期間でございますが、令和３年４月１日から令和８年３月31日まで指定するものでございます。

以上、本日付、町長名でご提案を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○副議長　町長原田俊二君。

○町長　続きまして、議第89号　指定管理者の指定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、川西町浴浴センター、川西ダリヤパークゴルフ場及び川西町営小松スキー場ロッジの指定管理者を指定する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきまして、奥村まちづくり課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長　奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長　議第89号をご説明申し上げます。

指定管理者の指定について。

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称でございます。川西町浴浴センター、川西ダリヤパークゴルフ場、川西町営小松スキー場ロッジ。

指定管理者となる団体の名称でございます。株式会社ダリヤパークサービス。

指定の期間でありますが、令和３年４月１日から令和６年３月31日まででございます。

以上、本日付、町長名でご提案を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○副議長　町長原田俊二君。

○町長　議第90号　指定管理者の指定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、川西町フレンドリープラザ、川西町立図書館及び遅筆堂文庫の指定管理者を指定する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきまして、安部生涯学習課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長　安部生涯学習課長。

○生涯学習課長　命によりまして、私より、議第90号についてご説明申し上げます。

議第90号　指定管理者の指定について。

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、川西町フレンドリープラザ、川西町立図書館、遅筆堂文庫。

指定管理者となる団体の名称でございます。特定非営利活動法人遅筆堂文庫プロジェクト。

指定の期間でございます。令和３年４月１日から令和８年３月31日まで。

本日付、町長名でご提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長　町長原田俊二君。

○町長　議第91号　指定管理者の指定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、川西町総合運動公園、川西町民総合体育館、川西町総合運動公園クラブハウス、川西町総合運動公園ホッケー競技場（天然芝・人工芝）及び川西町総合運動公園多目的運動場の指定管理者を指定する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきまして、安部生涯学習課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長　安部生涯学習課長。

○生涯学習課長　命によりまして、私より、議第91号についてご説明させていただきます。

議第91号　指定管理者の指定について。

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、川西町総合運動公園、川西町民総合体育館、川西町総合運動公園クラブハウス、川西町総合運動公園ホッケー競技場（天然芝・人工芝）、川西町総合運動公園多目的運動場。

指定管理者となる団体の名称でございます。一般社団法人川西町スポーツ協会。

指定の期間でございます。令和３年４月１日から令和６年３月31日まで。

本日付、町長名でご提案をさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○副議長　ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時45分といたします。

（午前１０時３０分）

○副議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時４５分）

○副議長　町長原田俊二君。

○町長　議第80号　令和２年度川西町一般会計補正予算（第８号）をご提案申し上げます。

令和２年度川西町の一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,406万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億7,717万8,000円とするものでございます。

以下、内容につきまして、針生未来づくり課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長　針生未来づくり課長。

○未来づくり課長　命によりまして、議第80号　令和２年度川西町一般会計補正予算（第８号）

をご説明申し上げます。

令和２年度川西町の一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによります。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、ただいま町長からございましたとおり、歳入歳出それぞれ8,406万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ147億7,717万8,000円とするものでございます。

続いて、債務負担行為の補正がございます。

第２条、債務負担行為の追加は、第２表債務負担行為補正によります。

地方債の補正もございます。

第３条、地方債の変更は、第３表地方債補正によります。

令和２年12月７日付、町長名でございます。

まず、この議案の４ページをお開き願います。

４ページのほうに、第２表債務負担行為の補正を掲載してございます。本件は追加でございます。

まず、各地区交流センター、各農業振興センター、克雪管理センター、各農村公園に係る指定管理料でございます。令和３年度から５年間、７年度まで、限度額を４億3,700万円と設定するものでございます。

続いて、新庁舎整備に係る備品等引越し業務委託料、令和３年度１年間でございまして、限度額を5,000万と定めるものでございます。

台風第19号被災農業者支援対策資金利子助成金、令和３年度から６年間、令和８年度まででございまして、73万円を限度額として設定するものでございます。

川西町浴浴センター等の指定管理料といたしまして、令和３年度から３年間、令和５年度まで、１億500万円を限度額として設定するものでございます。

川西町フレンドリープラザ等指定管理料でございます。令和３年度から５年間、令和７年度まででございまして、３億3,550万円を限度額として設定するものでございます。

川西町総合運動公園等に係る指定管理料として、令和３年度から３年間、令和５年度までの１億600万円を限度額と設定するものでございます。

続いて、５ページをご覧いただきたいと思います。

第３表地方債の補正でございます。本件は変更でございます。

起債の目的がございまして、公共事業等、これを補正後4,310万円を増額いたしまして、限度額を4,850万円とするものでございます。

地方道路等整備事業、これは、県単事業負担金の増等で160万円を増といたしまして、1,300万円を限度額とするものでございます。

過疎対策事業、こちらは、１億630万円を減じまして、限度額を５億2,270万円とするものでございます。

続きまして、振興資金整備事業でございます。こちらは、1,220万円増といたしまして、3,740万円を限度額とするものでございます。

これによりまして、限度額は26億180万4,000円となります。全体では4,940万円を減じることになります。4,940万円を減じて、この限度額となります。

以上につきましては、事業の精査及び財源調整によるものでございます。

続きまして、概要書におきまして、本補正予算の歳出と歳入についてご説明申し上げたいと思います。

まず、１、歳出でございます。

１番、人件費2,058万円の増を計上いたしました。

主な内容でございます。一般職員の給与費等で、給与の改定に伴うものと時間外手当などの増で1,957万円の増。

特別職員給与費等、議員経費につきましては、給与等の改定によりまして、報酬等の改定によりまして、それぞれ11万6,000円の減、26万6,000円の減とするものでございます。

総務事務経費の会計年度任用職員報酬を84万9,000円の増。

番号制度事務の会計年度任用職員報酬等で65万9,000円の増、これはマイナンバーの強化事業に充てるためでございます。

続いて、２、補助費等でございます。

賦課徴収事務経費還付金208万6,000円の増、これは、町税還付の見込みと既決予算の差として計上させていただくものでございます。

教育・保育施設給付負担金、これは保育施設への給付費でございまして、5,411万2,000円の増、対象人員の増と公定価格等の増によるものでございます。

一般廃棄物収集運搬負担金2,363万4,000円、し尿処理負担金86万円、これにつきましては、置賜広域行政事務組合への負担金の増でございます。

移動支援事業所感染予防対策支援補助金10万円、これにつきましては、コロナ感染症対策によりまして、事業者への補助として10万円を計上するものでございます。

機構集積協力金補助金1,400万円、これは、農地集積協力金、経営転換協力金の追加配分

がございますので、その増額計上でございます。

除雪アダプト推進補助金160万円の増。

続いて、３の物件費2,185万3,000円の増でございます。

総務事務経費、通信運搬費等で253万6,000円、町有財産維持管理経費、燃料費等で112万円の増額計上でございます。

続いて、選挙管理事務局事務経費、備品購入費429万円。

山形県知事選挙消耗品65万9,000円、こちらにつきましては、年が明けての県知事選挙がございますが、そちらに向けて、コロナ感染症対策等に係る経費として計上させていただくものでございます。

障がい介護給付費等委託料218万4,000円、これは報酬改定システムの改修に充てるものでございます。

放課後児童クラブ運営委託料954万9,000円、これはコロナウイルス感染症の対策の関係で、利用料が減免等の措置をいたしましたが、そのため、事業者への委託料の増額を計上するものでございます。

ダリヤ園管理運営備品購入費60万円、これにつきましては、ダリヤ園開園60周年を記念し、米沢信用金庫様からご寄附を頂いたものでございまして、これを備品購入に充てるものでございます。

４の維持補修費455万4,000円の増でございます。

道路維持管理経費の修繕料で95万4,000円、道路照明移転等での経費に充てるためでございます。

冬期交通確保修繕料360万円、これは、冬期交通確保のための機器什器等の修理に充てさせていただくものでございます。

５の扶助費、災害救助扶助費22万5,000円、これにつきましては、共同募金会等から県の配分委員会を通しまして義援金の配分がございまして、そちらのほうに22万5,000円を計上するものでございます。

身体障がい者・障がい児補装具給付費扶助費100万円、福祉灯油券助成扶助費265万円、小学校教育振興事務経費扶助費並びに中学校教育振興事務経費扶助費、これにつきましては、準要保護児童・生徒への扶助費として計上したものでございます。

６番、普通建設事業費（単独）につきましては、7,765万円の減を計上したところでございます。

まず、支出科目の組替え等がございますので申し上げます。

新庁舎整備工事費を1,194万7,000円減じまして、新庁舎整備の備品購入費のほうに組替えさせていただくものでございます。

続いて、老人福祉施設二市二町養護老人ホーム負担金7,841万6,000円を減じるものでございます。これは、置賜広域行政事務組合所管のやすらぎ荘の改修工事が予定をされておりますが、その契約が延期をされている関係で、工事の出来高が予定まで至らないということから、その負担金について金額を減じるものでございます。

消防ポンプ車整備備品購入費134万2,000円を減じ、ポンプ庫整備工事費に組み替えるものでございます。

続いて、消火栓整備工事費を132万円減じまして、防火水槽整備工事費のほうに組み替えるものでございます。

幼稚園施設整備工事費76万6,000円は、暖房機器の修繕を見込むものでございます。

７の普通建設事業費（県負担）でございますが、515万1,000円の増、これは、基幹水利施設管理負担金333万円は、水窪ダム西回り幹線の漏水が生じまして、そちらの対応のために負担金の増額をするものでございます。

県単独道路整備事業負担金の負担金として182万円1,000円、負担金の増でございます。

８の操出金は779万5,000円の増、介護保険事業特別会計繰出金に781万円、下水道事業特別会計繰出金に、給与の改定によりまして１万5,000円の減。

以上で歳出8,406万7,000円の増を計上させていただいております。

続いて、裏面の２の歳入のほうをご説明申し上げます。

１、国庫支出金2,445万2,000円でございますが、障がい者自立支援給付費国庫負担金で50万円、これは補装具給付のほうに充当を予定しております。

子どものための教育・保育給付費国庫負担金3,004万3,000円、これは保育施設給付費のほうに充当を予定するものでございます。

社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金17万7,000円、こちらはマイナンバーシステムの強化事業のほうに見込むものでございます。

続いて、二酸化炭素排出抑制対策事業費等国庫補助金1,097万8,000円の減並びにその下段、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電設備事業費国庫補助金225万円の減、こちらについては、新庁舎整備に関連するものでございましたが、不採択によりまして、その見込額を減額するものでございます。

続いて、個人番号カード交付事業費国庫補助金、こちら132万8,000円についても、マイナンバーカードの強化事業に充てられるものでございます。

障がい者総合支援事業費国庫補助金72万4,000円、こちらはシステム改修並びにコロナ対策関連として、移動支援事業のほうに一部充てられるものでございます。

子ども・子育て支援事業交付金490万8,000円、放課後児童クラブの利用料の減免に伴う事業者への委託料等に見込むものでございます。

２の県支出金5,704万1,000円でございます。

障がい者自立支援給付費県負担金25万円、これは補装具の支出のほうに見込むものでございます。

子どものための教育・保育給付費県負担金2,582万6,000円、これは保育施設給付費のほうに見込むものでございます。

低所得世帯の冬の生活応援事業費県補助金132万5,000円、福祉灯油のほうに見込むものでございます。

障がい者総合支援事業費県補助金２万5,000円、これはコロナ感染症対策ということで、移動支援の事業者への補助金のほうに見込むものでございます。

放課後児童健全育成事業費等県補助金217万円、これもコロナ関連対策でございますが、放課後児童クラブの利用料の減に伴う事業者への委託料のほうに見込むものでございます。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費県補助金29万8,000円も同じ内容でございます。

子どものための教育・保育給付費県補助金1,152万3,000円、これは保育施設給付費のほうに見込むものでございます。

経営所得安定対策等推進事業費県補助金36万3,000円、その下の人・農地問題解決加速化支援事業費県補助金33万2,000円、農地集積集約化対策事業費県補助金1,400万円、「新型コロナウイルス予防の手引き」配布委託金６万7,000円については、追加して配分が見込まれることから計上させていただいております。

基幹統計調査委託金11万9,000円については、国勢調査等の調査委託金の増額を見込むものでございます。

県知事選挙交付金65万9,000円は、コロナ感染症対策として増額を見込むものでございます。

民生委員児童委員活動費等支払委託金８万円の増、森林環境保全対策業務委託金4,000円

でございます。

３、寄附金でございます。60万円、米沢信用金庫様より、ダリヤ園開園60周年を記念し、60万円を頂戴したものでございます。

４、繰入金でございます、2,410万1,000円。財政調整基金繰入金3,147万8,000円を計上させていただきました。

庁舎建設基金繰入金は、737万2,000円を減じるものでございます。

５、諸収入2,727万3,000円でございますが、県後期高齢者医療広域連合健診委託料７万6,000円、７月山形県豪雨災害義援金、これは歳出でも申し上げましたが、共同募金会等から県の配分委員会を通して22万5,000円、義援金を頂戴いたしますので、そちらのほうの歳入でございます。

後期高齢者医療前年度給付費の精算金で1,158万3,000円、置賜広域病院企業団過年度精算金で1,518万5,000円、返還金20万4,000円は、強い農業・担い手づくり総合支援事業の確定による返還金でございます。

６、町債でございます。4,940万円を減じるものでございます。

庁舎整備事業債2,060万円、財源の一部見直しに伴うものでございます。

福祉施設整備事業債7,440万円を減じるものでございまして、先ほど歳出で申し上げたやすらぎ荘の関連でございます。

水利施設整備事業債290万円、これは基幹水利施設漏水工事の負担金でございます。

県単独事業負担金債160万円は、道路事業へ充てさせていただくものでございます。

消防施設整備事業債は10万円の減、これは関係施設の起債を一部変更させていただき、減額をさせていただくものでございます。

以上、歳出8,406万7,000円。

これによりまして、財政調整基金の残高につきましては、３億3,928万1,000円となるものでございます。

なお、今回もう一枚、附属資料をつけさせていただいておりまして、補足説明資料として横判のものでございますが、こちらは再掲としまして、新型コロナウイルス感染症対策関係だけを抜粋をさせていただいたものでございます。これまでコロナウイルス感染症対策については、補正予算、臨時議会等でご可決いただいておりますが、それと同じように抜き出させていただいて、コロナ関連が分かるように記載をさせていただいたものでございます。

コロナ関連といたしまして、今ご説明を申し上げた補正予算の中に４点ございます。

選挙管理事務局事務経費で429万円、２の県知事選挙事業で65万9,000円、３の移動支援事業所感染予防対策支援事業で10万円、裏面になりまして、放課後児童クラブ運営事業で954万9,000円、以上４件につきましては、概要書の縦型の歳出で申し上げました内容に含まれております。

選挙管理委員会関係では、歳出、概要書、１の歳出の３番、物件費の３行目と４行目のほうに429万円と65万9,000円を計上しておるところです。

移動支援事業所感染予防対策支援事業につきましては、同じく概要書、１の歳出の２番、補助費等の５行目のほうに記載をさせていただいております。

最後に、放課後児童クラブ運営委託料954万9,000円については、歳出の３番物件費の６行目に記載をさせていただいておりますので、説明の中に加えさせていただいたところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○副議長　町長原田俊二君。

○町長　議第81号　令和２年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第３号）を提案申し上げます。

令和２年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億1,188万4,000円とするものであります。

内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長　奥村地域整備課長。

○地域整備課長　命によりまして、議第81号　令和２年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第３号）をご説明申し上げます。

令和２年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億1,188万4,000円とするものでございます。

本日付、町長名でございます。

お配りしております概要書でご説明を申し上げます。

１の歳出でございます。

第１款総務費１万5,000円の減でございます。これにつきましては、職員の給与費等でございます。

２の歳入でございます。

第５款繰入金１万5,000円の減でございます。これにつきましては、一般会計繰入金の減でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長　町長原田俊二君。

○町長　議第82号　令和２年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）をご提案申し上げます。

令和２年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,306万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ19億6,582万4,000円とするものであります。

内容につきまして、大滝福祉介護課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長　大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長　命によりまして、議第82号　令和２年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。

令和２年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによるものであります。

第１条、歳入歳出予算の総額につきましては、先ほど町長からの説明のとおりであります。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によるものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

補正予算の内容につきましては、別紙の概要書によりご説明申し上げますので、ご覧いただきたいと思います。

初めに、１、歳出でございます。

第１款総務費で136万円の増額であります。主な内容としましては、介護認定関係システ

ムの改修委託料であります。

第２款保険給付費で6,152万2,000円の増額であります。給付金につきましては、今年度上半期などの実績などから伸びが見込まれるため、このたび増額をお願いするものであります。

第３款総務費で18万4,000円の増額であります。主な内容としましては、給与改定に伴い一般職員給与費等で11万6,000円の減額と、新型コロナウイルス感染症対応慰労金で30万円の増額であります。

なお、この慰労金につきましては、歳入の第９款諸収入において計上しております新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に基づくものであります。

歳出合計では、6,306万8,000円の増額となります。

続きまして、２の歳入でございます。

第１款介護保険料につきましては、現年度保険料における特別徴収分と普通徴収分の財源調整でございます。

第３款国庫支出金で1,806万1,000円の増額であります。主な内容としましては、介護給付費国庫負担金で1,044万5,000円の増、調整交付金で393万円の増、これは給付費の増額に伴うものであります。

地域支援事業交付金で３万5,000円の減額、これは職員給与費の減額に伴うものでございます。

介護保険事業費補助金で120万円の増額、これはシステム改修に伴うものでございます。

保険者努力支援金交付金で252万1,000円の増額であります。

第４款県支出金で953万4,000円の増額であります。主な内容としましては、介護給付費県負担金で955万2,000円の増、地域支援事業交付金で１万8,000円の減となっております。

第５款支払基金交付金で1,661万円の増額であります。この交付金につきましては、第２号被保険者の保険料について交付を受けるものであり、給付費の増額に伴う増額でございます。

第７款繰入金で1,856万3,000円の増額であります。主な内容としましては、一般会計繰入金で781万円の増額、介護給付費準備基金繰入金で1,075万3,000円の増額であります。

なお、補正後の基金残高につきましては、１億6,527万8,000円となります。

第９款諸収入で30万円の増額であります。これは、感染症対応慰労金に関して交付を受けるものでございます。

歳出合計では、歳入同額の6,306万8,000円の増額となります。

以上、よろしくお願いいたします。

〇副議長　町長原田俊二君。

〇町長　議第83号　令和２年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）をご提案申し上げます。

令和２年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億8,014万9,000円とするものでございます。

内容につきまして、佐藤住民生活課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

〇副議長　佐藤住民生活課長。

〇住民生活課長　命によりまして、議第83号　令和２年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）をご説明いたします。

令和２年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億8,014万9,000円とする。

本日付、町長名です。

お手元の概要書でご説明いたします。

歳出、第１款総務費であります。補正額75万4,000円、後期高齢者医療システム改修委託料になります。

第２款後期高齢者医療広域連合納付金11万4,000円、保険料等負担分、これにつきましては、保険料不足分への増額になります。

合計86万8,000円です。

２の歳入になります。

第３款国庫支出金15万円、これにつきましては、高齢者医療制度円滑運営事業国庫補助金となりまして、歳出のシステム改修委託料に対する補助であります。

第６款諸収入71万8,000円、後期高齢者医療広域連合保険料負担金更正返還金です。これ

につきましては、前年度の保険料の負担金の精算分となります。

合計86万8,000円です。

以上です。

○副議長　町長原田俊二君。

○町長　議第84号　令和２年度川西町水道事業会計補正予算（第２号）をご提案申し上げます。

第１条、令和２年度川西町水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第２条以下、内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長　奥村地域整備課長。

○地域整備課長　命によりまして、議第84号　令和２年度川西町水道事業会計補正予算（第２号）をご説明申し上げます。

第１条、令和２年度川西町水道事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第２条、令和２年度川西町水道事業会計予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

なお、概要書にてご説明申し上げます。

本日付、町長名でございます。

それでは、お配りしております概要書でご説明を申し上げます。

収益的支出でございます。

１款水道事業費４万7,000円の減でございます。

第１項営業費用４万7,000円の減でございます。主な内容でございますが、２目配水及び給水費につきましては、一般職員の給与費等で3,000円の増額でございます。

４目の総係費、これにつきましても、一般職員の給与費等でございまして５万円の減と。合わせまして４万7,000円の減でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長　一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑ではなく、総括的な質疑となるようご留意願います。

（な　　し）

○副議長　別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○副議長　日程第19、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第１項の規定に基づき、日程第６、議第85号　川西町地域経済牽引事業促進のための固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第18、議第84号　令和２年度川西町水道事業会計補正予算（第２号）までの13議案を内容審査のため、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会並びに予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○副議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会並びに予算特別委員会に付託することに決定しました。

◎請願の付託

○副議長　日程第20、請願の付託を行います。

今回受理いたしました請願は１件であります。

請願第３号　法定道路（法定吉島66号線）の除雪路線見直しについての請願書。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員伊藤寿郎君。

○７番　それでは、私より、このたびの請願を東方自治会会長の佐田光雄様に代わりまして読み上げ、請願といたします。

請願書。

法定道路（法定吉島66号線）の除雪路線見直しについての請願書。

紹介議員は私でございます。

令和２年11月25日提出。

請願者、東方自治会代表、佐田光雄様。

川西町議会議長、加藤俊一殿宛てに請願するものです。

１ページおめくりください。

件名、法定道路（法定吉島66号線）の除雪路線見直しについての請願。

請願の趣旨。

吉島地区要望請願等申請委員会では、平成28年から継続して法定町道（法定吉島66号線）を一般町道への格上げと除雪及び舗装について、町に要望を行っております。

当地区の法定吉島66号線は、冬期間の除雪が行われないため、町道大野線から南へ進入した際、袋小路になります。

取付道路周辺で災害が発生した場合や、救急時の対応にも支障を来すおそれがあります。また、通学路の安全確保や高齢者世帯、障害者世帯には大変な苦労をなされています。

請願の理由。

以上の趣旨より、一般町道格上げには財政的に困難、維持補修は敷砂利対応、除雪は法定町道のため除外との当局からの回答を毎時いただいております。

要望当初よりは通学の児童・生徒も減ったが、高齢者の生活の安全を考えると、現在冬期間、除雪アダプト事業の活用では済まない事態となっていることから、災害や緊急時の回避やＵターンできる場所の確保など、効果的な除雪体制の早期見直しと、行政・住民一体となった除雪事業の推進を図られるよう請願いたします。

令和２年11月25日、東方自治会。

下の画像は、高畠川西線より南に進入する際の画像でございます。

次に、上の右ページの法定町道66号の画像でございます。上の画像につきましては、高畠方向、東ですね、見た画像でございます。下の画像につきましては、川西方向、西を見た際の画像でございます。

当地区の方々からは、20年越しの要望であると伝えていただきたいということをお伺いしております。

議会の皆様におかれましても、住民の代表機関として民意を広く行政に反映させるため、請願の趣旨をご理解いただき、ご審議くださるようお願い申し上げ、このたびの請願の読み上げと説明を終わります。

以上です。

○副議長　本請願は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○副議長　以上で、本日予定しておりました全日程を終了しました。

なお、川西町商工会会長、寒河江輝文氏より、令和３年度川西町商工会重要事業要望書、

川西町立小松小学校教育後援会会長、江本一男氏より、川西町立小松小学校遊具整備に関する要望書、一般社団法人山形県建設業協会会長、澁谷忠昌氏より、令和２年度要望書、山形県医療労働組合連合会執行委員長、渡辺勇仁氏より、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についての陳情が、お手元に配付のとおり提出されておりますので、ご覧ください。

これをもって本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

（午前１１時２９分）